#### 御坊市産業振興促進計画

令和2年2月20日作成和歌山県 御坊市

# 1. 総論

#### (1) 計画策定の趣旨

御坊市は、和歌山県の海岸線のほぼ中央部に位置し、豊かな自然に温暖な気候、伝統や文化といった豊富な地域資源によって産業が発展し、本市の経済を支えている。農業では、温暖な気候を生かした花の施設栽培が盛んで、特にスターチスやカスミソウは全国でも有数の産地となっている。また、水産業では一本釣りやまき網などが盛んで、あじやさば、太刀魚などが水揚げされている。商工業は、高速道路の整備による交通アクセスの向上に伴い、企業誘致による工場や大型商業施設の立地が進んでいる。

観光業は、自然や歴史文化とふれあう観光農園や寺内町散策等のウォーキング体験など、 地域資源を生かした取り組みを進め誘客に努めている。また、日高港のポートセールスに 努めた結果、大型クルーズ船の入港が実現している。

一方で、本市の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、進学や就職等に伴う転出人口の増加による人口減少が進み、これらに伴う人口構造の変化は、地域経済の規模縮小や担い手不足を招いている。このような状況が続けば、地域コミュニティの衰退などが日常生活に大きな影響を与えることが想定され、早急な対応が必要である。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展してくためには、多様化する 消費者ニーズを取り入れ、付加価値の高い新製品・新商品の開発に必要な設備投資の促進 に取り組む必要がある。また、従事者の高齢化や後継者不足が顕著であり、関係団体との 連携を図りながら将来の担い手となる人材の育成・確保に取り組む必要がある。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

## (2) 前計画の評価

#### ア 前計画における取組及び評価

本市が平成27年に認定された御坊市産業振興促進計画(平成27年度から平成31年度。以下「前計画」という。)の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

# 【産業振興を推進しようとする取組】

#### <市>

- ・振興対象業種に対する租税特別措置の活用の促進
- ・御坊市企業立地促進条例により新規に工場などの新設等を行う事業所への固定資産 税や常用従業員の雇用に対する助成金の交付
- ・上記制度の広いPR

#### <県>

- ・租税特別措置の活用の促進
- ・企業立地優遇制度の活用の促進
- ・設備投資、雇用促進、産業育成の補助金等
- ・産業振興に関する人材育成のための取り組み

## <関係団体>

- ・農業、水産業分野:担い手の育成、収益の安定化、販売ルートの確保
- ・ 商工観光分野:担い手の育成、経営健全化の促進、ICTによる情報発信

## 【目標】

業種	新規設備投資数(件)	新規雇用者数(人)
農林水産物等販売業	2	5
製造業	18	1 0
旅館業 (観光)	2	5
情報サービス業等	1	3

## イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

#### 【達成状況】

業種	新規設備投資数(件)	新規雇用者数(人)
農林水産物等販売業	0	0
製造業	9	8 8
旅館業(観光)	0	0
情報サービス業等	0	0

※産業振興機械等の取得等に係る確認書発行を基に算出

# 【成果及び課題】

- ・製造業において、設備投資に伴う新規雇用者数増加に繋がった。
- ・他の業種においては、立地条件等により誘致の見込みがなかった。

- ・税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。
- ・商品価値向上につながる地域ブランドを育成できなかった。

# ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくことにする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 民有地を含め未使用地の企業が活用可能な誘致場所の調査
- (iii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iv) 地域資源の認知度向上や普及を図るため、農水商工観光の連携強化

## 2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域と指定された紀伊地域内 における御坊市全域とする。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間とする。ただし、 必要に応じて見直しを行うものとする。

# 4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

## (1)農林水産業(農林水産物等販売業を含む)

農林水産業の現状は、農業が基幹産業であり、農業経営体も第一次産業従事者の約9割を占めている。これまでに鉄骨温室の建設に対する支援を行うなど農業基盤の整備に努めてきた。また、農業収益の向上を図るため、関係機関と連携して営農指導やブランド化の推進に努めてきた。しかし、気象変動による作柄への影響をはじめ、高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加、産地間競争や輸入農産物との競争への対応など、農業を取りまく環境は厳しい状況にある。

#### (2) 商工業(製造業を含む)

地場産業をはじめとした地域産業の活性化を図るため、中小企業に対する金融支援や商工会議所と連携した巡回指導などによる経営支援を行うとともに、中紀地域職業訓練センターや和歌山工業高等専門学校など関係機関と連携し、各種資格取得や技能向上を図るなど人材の育成に努めてきた。また、県と連携し積極的な企業誘致を推進した結果、御坊工業団地へは4社、日高港工業団地へは2社の企業を誘致することができた。しかし、市内の事業所は経営基盤の弱い中小企業が多く、景気の影響を受けやすい状況にある。

### (3) 情報通信業(情報サービス業等)

情報通信業の現状については、市内の産業に占める割合が少ない。地理的な制約を克服して、国内外に本地域の魅力を発信すると同時に、いながらにして最新の情報を入手できることは地域振興を図るための有効な手段である。高度情報社会への対応を図るため、関係機関と連携して民間業者による高速通信ネットワークサービスの充実に努めるとともに、IT講習会やパソコン教室を実施するなど市民の情報利活用能力の向上を推進している。

### (4) 観光(旅館業を含む)

交流を高める観光を振興するため、日高川ふれあい水辺公園をはじめとしたレクリエーション空間や日高港新エネルギーパーク「EEパーク」、日高港塩屋緑地「Sioトープ」の体験学習型施設の整備を行うとともに、自然を生かしたカヌーやヨットクルージング等の体験、歴史文化を生かした寺内町散策等のウォーキング体験や観光農園など、地域資源を生かした取り組みを進め誘客に努めてきた。また、日高港のポートセールスに努めた結果、大型クルーズ客船の入港が実現している。しかし、本市単独では目立った観光資源が少ないため、年間を通じた交流人口の増加にはつながっておらず、旅館業においては後継者不足やデフレの影響の中、新規営業はなく、廃業、休業の宿泊施設が増えている。

### 5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象となる業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

# 6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独または連携して以下のとおり取組等を推進する。

## (1)農林水産業(農林水産物等販売業を含む)

取組事業	説明
農業基盤の整備事業	農業生産性の向上を図るための整備を促進し、自然環境に左右さ
	れにくく作業効率の向上を図るため、近代化施設の整備等への支
	援をする。
農業経営の安定化と高	農地の流動化を促進し優良農地の確保と有効利用を図り、農作物
収益化	の産地化・ブランド化を推進し高収益化を目指す。また、多様な
	販売ルートの確保や地産地消の推進に努める。
漁業基盤の整備事業	漁港施設の整備や適切な維持管理を図り、藻場造成を行い良質な
	漁場の確保に努める。
漁業経営の安定化	水産物を安定的に供給するため、種苗の放流や中間育成に努め、

つくり育てる漁業の推進を図る。

実施主体・主な役割	
市	農水産物の販路拡大事業の実施
	農水産物流通基盤整備事業の実施
	農水産物加工品開発の支援
県	海外輸出による販促事業の支援
農業協同組合	新たな担い手を育成するための活動団体への支援
漁業協同組合	生産者の収益の安定化や、消費者ニーズを取り入れた多様な販売
	ルートの確保

# (2) 製造業

取組事業	説明
中小企業経営の支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を
	図る。
企業立地の促進	国や県など関係機関と連携し、企業情報の収集や企業訪問に努め
	る。
創業支援	創業相談窓口の設置、創業セミナーを行い、経営者の育成を図る。

実施主体・主な役割	
市	市の融資・補助制度の実施
	創業相談窓口の設置
商工会議所	市内中小企業の経営の診断。指導の実施
	創業セミナーの実施

# (3) 観光 (旅館業を含む)

取組事業	説明
観光資源の活用と掘り	観光資源の周辺整備や情報発信等を行い、誘客に努める。また、
起こしの推進	体験観光・学習などの施設について積極的な活用を図るとともに、
	地域資源を生かしたブランドの確立に努める。
広域的な観光の推進	周辺自治体等と連携して、熊野古道などの観光資源を生かした広
	域観光の推進に取り組む。また、日高港を利用した大型クルーズ
	客船の誘致に努める。
受け入れ体制の充実	観光案内機能の充実に取り組み、ICT活用により観光客のニー
	ズに即した効果的・効率的な情報発信に努める。

実施主体・主な役割	
市	来訪者に対する「おもてなしの心」の向上を促進
	観光資源の魅力を高める語り部の育成
	宮子姫みなとフェスタ等のイベントの充実
観光協会	観光農園などの体験観光や体験学習の促進
	地域資源を生かした取り組み等の効果的・効率的な情報発信の推
	進
商工会議所	委員会を開催し、地域活性化に向けた取り組みの検討
	魅力を市内外へ発信する拠点の「御坊寺内町会館」を運営
	イベント等を開催し、出店する事業者のPRや来場者への認知度
	向上の促進

# (4) 情報通信業(情報サービス業等を含む)

取組事業	説明
情報通信環境整備事業	民間事業者の通信基盤を活用した様々な分野で暮らしをサポート
	するサービスができる環境整備を実現する。

実施主体・主な役割	
市	地域情報化を進めるための専門家等による情報化教育の推進
	子供や高齢者等への情報リテラシー教育の充実
商工会議所	ICTを活用した販路開拓支援

# (5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実
進事業	施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を
	図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、
	事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割				
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施			
Web媒体、情報媒体による情報発信				
	企業訪問による事業者への直接通知			

県	地方税(県税)の不均一課税の実施
	起業研修における制度周知
商工会議所	会員への制度の斡旋
	創業相談での制度周知

# 7. 計画の目標

# (1) 設備投資の活性化に関する目標(令和2年度~令和6年度)

新規設備投資件数(件)
-------------

# (2) 雇用・人口に関する目標(令和2年度~令和6年度)

新規雇用者数(人)	10人
移住者数(人)	5人
社会増減率	1. 0未満

# (3) 事業者向け周知に関する目標(毎年度)

①説明会の実施	・商工会議所の常議員会等にて税制の説明を実施する。
②Web媒体等による	・市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作
情報発信	成および掲載し、市広報誌にて2回程度うち1度は確定申告
	時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接通知	・税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を
	常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシ
	を提供する。
	・半島地域の対象企業を5件程度訪問し、周知資料等活用しな
	がら制度説明する。

# 8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

#### 9. 参考データ等

# 【人口】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	28,034	27,053	26, 111	24,801
生産年齢人口(人)	17,625	16,437	15,682	14,462
老年人口(人)	6, 143	6, 531	6, 815	7, 118

高齢化率(%)	21.9	24.3	26.3	28.9
---------	------	------	------	------

資料:総務省統計局「国勢調査」

# 【人口動態】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
自然増減	$\triangle$ 5	△55	△128	△192
社会増減	2 4	△192	1 7	△128
全体	1 9	△247	△111	△320

資料:総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

# 【産業別事業所数及び従業員数】

産業分類	事業	者数	従業員数		
	平成24年	平成28年	平成24年	平成28年	
農林漁業	9	9	4 8	7 1	
建設業	171	1 4 9	8 5 0	790	
製造業	1 1 8	1 0 4	1, 359	1, 380	
電気・ガス熱供給・水道業	2	3	1 3 5	1 5 9	
情報通信業	1 0	8	98	6 9	
運輸業, 郵便業	2 5	2 4	4 5 2	4 0 7	
卸売業, 小売業	6 1 5	5 4 2	3, 368	3, 031	
金融業, 保険業	3 3	3 0	3 8 8	3 8 0	
不動産業,物品賃貸業	109	1 0 1	185	2 1 4	
学術研究、専門・技術サービス業	7 6	8 0	3 3 7	3 2 1	
宿泊業,飲食サービス業	262	2 5 8	1, 478	1, 435	
生活関連サービス業、娯楽業	185	162	6 0 9	5 1 7	
教育, 学習支援業	7 0	6 5	3 4 1	3 5 3	
医療, 福祉	1 2 7	1 3 7	1, 683	1, 901	
複合サービス事業	1 4	1 5	191	3 2 2	
サービス業 (他に分類されないもの)	1 3 9	1 3 7	5 6 5	6 3 7	

資料:総務省統計局「経済センサス活動調査」

# 【観光入込客数】

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光客総数	239,302	234,181	226,674	221, 137	232,247
日帰り客	176,743	170,828	170,227	168,764	171,590

宿泊客	62, 559	63, 353	56, 447	52, 373	60,657
-----	---------	---------	---------	---------	--------

資料:商工振興課